

## 議案第9号

清水町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和3年3月12日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町まちづくり基本条例の一部を改正する条例

清水町まちづくり基本条例（平成17年清水町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「満20歳未満の町民」を「満18歳未満の町民」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。